

性能向上計画認定に係る技術的審査

申請要領 (申請提出図書一覧)

注意

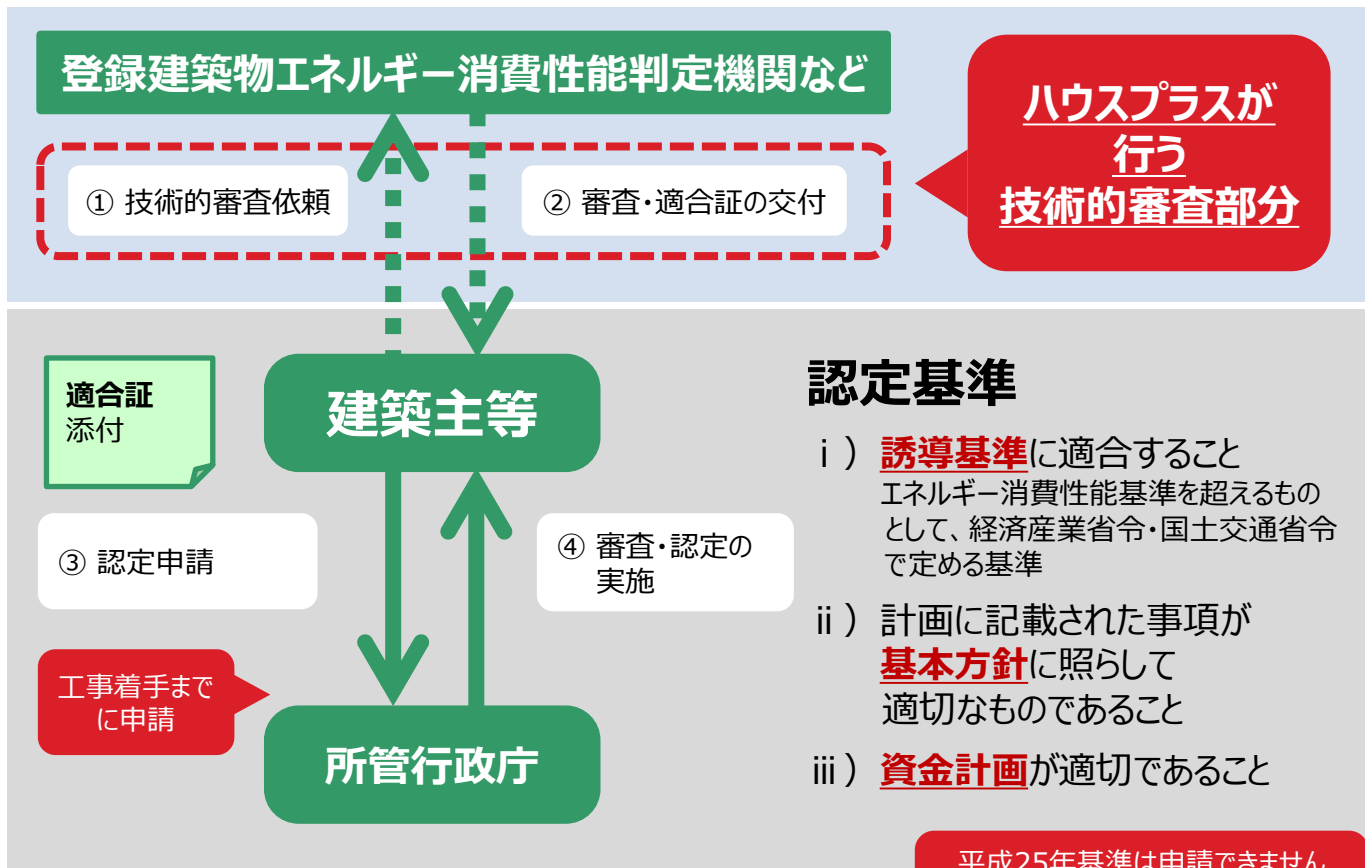
性能向上計画認定の制度は
建築物省エネ法に基づく制度であるため
平成28年省エネルギー基準による
省エネ計算のものに限ります

(平成29年4月1日以降、所管行政庁に認定申請する場合)

ハウスプラス住宅保証株式会社

性能向上計画認定の全体の手続きフロー、認定基準

性能向上計画認定の全体の手続きフローと認定基準を以下に示しています。
 (制度上、所管行政庁への直接申請も可能です。ただし、その場合の詳しい取扱いは、直接、所管行政庁にご確認ください。)
 ハウスプラスは、全体の手続きフローにおける認定申請前の技術的審査を行います。
 技術的審査として、認定基準(所管行政庁によって技術的審査の活用範囲が異なります。)に適合している場合は、適合証を交付いたします。
 建築主等は、工事着手までに所管行政庁へ適合証を添付し性能向上計画認定申請を行う必要があります。



性能向上計画認定 (建築物省エネ法第30条)		誘導基準 (平成28年基準)	
		建築物省エネ法 施行後 (H28.4.1) に 新築された建築物	建築物省エネ法 施行の際に 現に存する建築物
住宅	一次エネルギー消費量 ※1、※2	BEI = 0.9	BEI = 1.0
	外皮： 住戸単位 UA・ηAC	1.0 (適合)	-

※1 一次エネ基準については、BEI = 「設計一次エネルギー消費量 (その他一次エネを除く)」 ÷ 「基準一次エネルギー消費量 (その他一次エネを除く)」が表中の値以下になること。

※2

申請の対象とする範囲	建築物全体 (一戸建ての住宅)	建築物全体 (共同住宅等)	住戸のみ
一次エネルギー消費量を 適合させる範囲	一戸建ての住宅部分	全住戸 + 共用部の合計	お申込み住戸それぞれ

技術的審査の活用範囲の確認方法（かならず確認ください）

技術的審査の活用範囲については、所管行政庁により異なります。
 一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下、「評価協会」という。）の「所管行政庁の検索」ページで、必ずご確認の上、適正な活用範囲でお申込みをお願いいたします。



1
 評価協会の性能向上計画認定における「所管行政庁の検索」をクリック

2 2'
 建設地の都道府県、市区町村で検索を行う

一般社団法人住宅性能評価・表示協会
<http://www.hyokakyoukai.or.jp/>



3
 検索下部に活用範囲を示した情報が表示されますので、ご確認ください。

注意 4
 ただし、「ii）基本方針」については、範囲活用の有無について表示されていませんので、所管行政庁の問い合わせ先に必ずご確認をお願いいたします。

区分		一般社団法人住宅性能評価・表示協会				
行政庁名 (性能向上計画・認定関連HP)	対象建築物	住戸認定	建築物認定			
行政庁名	認定種別	※1	※2	※3	※4	※5
神奈川県	性能向上計画認定 法第30条	●	●	●	●	●
神奈川県	登録住宅性能評価 法的審査の活用範囲	●	●	●	●	●
神奈川県	認定表示制度 法第30条 第3号の基準	●	●	●	●	●

※1 共同住宅各戸 ※2 一戸建ての住宅 ※3 共同住宅各戸 ※4 住宅非住宅複合 ※5 非住宅

ご申請は“紙申請”のみとなります

ポータルによる申請はできません
ご了承ください
(平成29年3月14日時点)

紙申請方法・技術的審査フローについて

性能向上計画認定に係る技術的審査において、紙申請は、以下のイメージにより審査が行われます。

申請受付～適合証発行までの期間（目安）

一戸建ての住宅

約3～4週間

共同住宅等、複合建築物

準備中（参考：4週間～）

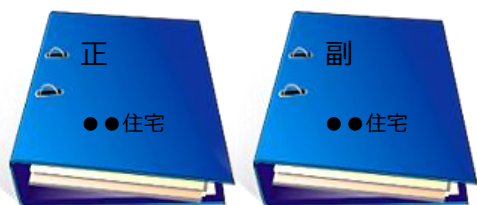
申請者様

ハウスプラス

申請図書準備

郵送

図書受領



図書はファイルに綴じ、
正本と副本の2冊をご提出ください。
また、ファイルの表紙と背表紙には
「建築物の名称と
「正本・副本の別」をご記入ください。

申請に必要な図書は、
次ページ以降の申請提出図書一覧を
ご覧下さい



郵送

申請受付

引受承諾書

請求書

原則、
請求書については、
引受承諾書とは
別に発送されます
ご了承ください

≪申請図書送付先≫

〒108-0014
東京都港区芝5-3-7 徳栄ビル本館4階
ハウスプラス住宅保証株式会社 技術管理部
「性能向上計画認定に係る技術的審査」宛て
TEL:03-5962-3800 FAX:03-5427-3190

技術的審査開始

なし

質疑事項

あり

質疑書送付

あり

質疑事項

なし

技術的審査完了

質疑対応

質疑書

FAX

場合によってはメールにて
送付される場合があります

訂正送付

訂正書類

回答書

郵送

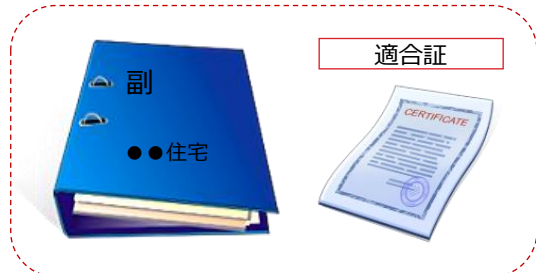
正副2部
郵送で送付ください

適合証発行

適合証においては、
入金確認後、発送されます。
ご了承ください。

郵送

適合証と
申請提出図書副本を
送付いたします



必要な評価用提出図書

性能向上計画認定に係る技術的審査に必要な申請提出図書は、下表に定める「**必須**」図書となります。
また、申請の対象とする範囲で添付する必要がある図書として別表1、別表2及び別表3に挙げられる図書が必要となります。
これらの別表の図書の種類に掲げる図書に記載すべき事項を、全て他の図書に明示した場合や、評価手法などに応じ添付することが不要と判断される図書は、申請に添付する必要はありません。

性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書を除き、**正副2部の提出**が必要となります。

必須

図書の種類	記載する内容及び注意点
性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; margin-right: 10px;">押印</div> <div> 一つの申請において、複数の依頼者がいらっしゃる場合は、（別紙）によりご申告ください ※ 委任状については、依頼書の代理者欄に記載・押印がある場合、提出は不要です。適宜ご利用ください。 </div> </div>
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	第一面・第三面・第六面：必須 第五面：共同住宅等で住戸認定を受ける場合に必須（戸建は不要）
設計内容説明書	躯体の外皮性能等、一次エネルギー消費量、基本方針、資金計画の概要
申請添付図書	別表1、別表2、別表3に掲げる図書
外皮性能計算書	UA値、ηAC値、ηAH値の計算書 ※ 入力根拠内容計算書を含む
一次エネルギー消費量計算結果（住宅） 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 [H28年4月以降]	住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムによる計算結果 ※ 入力根拠内容計算書を含む
その他必要な書類	その他技術的審査に必要な書類

技術的審査依頼書 申請の対象とする範囲で添付する必要がある図書が変わります

ハウスプラス住宅保証では、非住宅の審査をお引き受けできません。
よって、下記の建築物全体 ※1 の評価では、
非住宅を含む建築物全体評価は、お引き受けできませんので、ご了承ください。

申請の対象とする範囲	別表1	別表2	別表3	備考
住戸のみ	◎	◎	—	適合証：1枚（申込み住戸分）
建築物全体（一戸建ての住宅）	◎	◎	—	適合証：1枚
建築物全体（共同住宅等）※1 ※2	◎	◎	◎ 共用部	適合証：1枚
非住宅のみ	×	×	×	ハウスプラス住宅保証ではお引き受けできません
建築物全体（共同住宅等）※1 ※2 と住戸の両方	◎	◎	◎ 共用部	適合証：1枚（住棟） & 適合証：1枚（申込み住戸分）

※2 建築物全体（共同住宅等）に係るお申込みの場合は、
全住戸の外皮性能計算書、一次エネルギー消費量計算結果（住宅）並びに、別表1・別表2が必要となります。

技術的審査用提出図書（別表1・別表2）

別表1

建築物の構造等に関する書類

図書の種類	記載する内容及び注意点
付近見取り図	・方位、道路及び目標となる地物
配置図	・縮尺及び方位 ・敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物の別 ・空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下、この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む）	・部材の種別及び寸法 ・エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
各階平面図	・縮尺及び方位 ・間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ ・壁の位置及び種類 ・開口部の位置及び構造 ・エネルギー消費性能向上設備を行う設備の位置
床面積求積図	・床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面積表	・用途別の床面積
立面図	・縮尺 ・外壁及び屋根の構造 ・エネルギー消費性能向上設備の位置
断面図又は矩計図	・縮尺 ・建築物の高さ ・外壁及び屋根の構造 ・軒の高さ並びに軒及びひさしの出 ・小屋裏の構造 ・各階の天井の高さ及び構造 ・床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	・縮尺 ・外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書	・建築物のエネルギー消費性能に係るその他の計算を要する場合における当該計算の内容（・共同住宅の住棟の申込みの場合：算定用入力シート（建築物用）等）

別表2

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（住宅）

図書の種類	記載すべき事項	
機器表	空気調和設備	・空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	照明設備	・照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	給湯設備	・給湯器の種別、仕様、数及び制御方法 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様、数及び制御方法 ・節湯器具の種別、位置及び数
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外のエネルギーの消費性能の向上に資する設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法（太陽光発電、コジェネレーション設備など）

別表3

建築物のエネルギー消費性能に関する図書（共同住宅の共用部）

図書の種類		記載すべき事項
機器表	空気調和設備	・熱源機、ポンプ、空気調和設備その他の機器の種類、仕様及び数
	空気調和設備以外の機械換気設備	・給気機、排気機その他これらに類する設備の種類、仕様及び数
	照明設備	・照明設備の種類、仕様及び数
	給湯設備	・給湯器の種類、仕様及び数 ・太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、仕様及び数 ・節湯器具の種類及び数
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法
仕様書	昇降機	・昇降機の種類、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図	空気調和設備	・空気調和設備の位置及び連結先
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
	給湯設備	・給湯設備の位置及び連結先
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・上記設備以外の設備の位置及び連結先
	各階平面図	空気調和設備
空気調和設備以外の機械換気設備		・縮尺 ・給気機、排気機その他のこれらに類する設備の位置
照明設備		・縮尺 ・照明設備の位置
給湯設備		・縮尺 ・給湯設備の位置 ・配管に講じた保温のための措置 ・節湯器具の位置
昇降機		・縮尺 ・位置
制御図	空気調和設備	・縮尺 ・位置
	空気調和設備以外の機械換気設備	・縮尺 ・位置
	照明設備	・縮尺 ・位置
	給湯設備	・縮尺 ・位置
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・縮尺 ・位置
制御図	空気調和設備	・空気調和設備の制御方法
	空気調和設備以外の機械換気設備	・空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
	照明設備	・照明設備の制御方法
	給湯設備	・給湯設備の制御方法
	上記設備以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	・建築設備の制御方法

他サービスの評価活用を行う場合の技術的審査用提出図書①

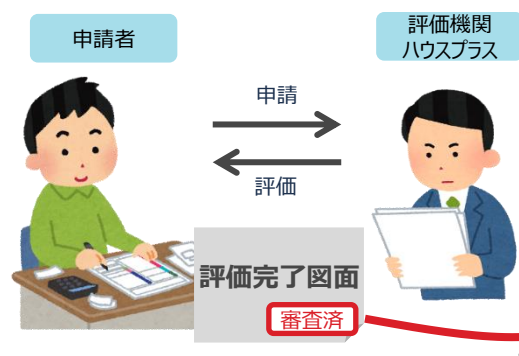
性能向上計画認定に係る技術的審査に必要な申請提出図書は、ハウスプラスへお申込みをしている他のサービスがあり、以下の表に該当するサービスと条件に該当する場合、評価の活用という形でお申込みを行うことができます。

評価の活用を行う場合は、必ず、“性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書”により、ご申告をお願いいたします。

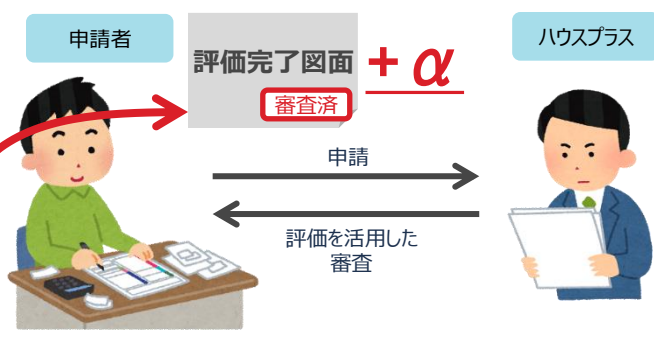
また、原則、“評価の活用”については、活用するサービス元が評価完了となり、ハウスプラスによる審査済印が押された各種技術的審査用提出図書を改めて提出していただく必要があります。ご了承ください。

評価の活用を行う場合、評価活用が可能なサービスと条件を下記に示します。

他のサービスの評価



性能向上計画認定に係る技術的審査



他のサービスの種類	評価活用できることの可否	
	外皮基準の活用	外皮基準 + 一次エネの活用
住宅性能評価 (5-1の取得のみ)	○ 平成28年省エネ基準で、かつ、外皮性能計算したもの (仕様基準による取得は不可)	— 該当しない
住宅性能評価 (5-2の取得のみ)	— 該当しない	○ 平成28年省エネ基準で、外皮性能計算・一次エネ計算し、5-2 等級5を取得しており、外皮性能計算上、省エネ基準に適合しているもの
住宅性能評価 (5-1 & 5-2の取得)	— 該当しない	○ 平成28年省エネ基準で、外皮性能計算・一次エネ計算し、5-1 等級4、5-2 等級5を取得しているもの
長期間優良住宅にかかる技術的審査 [新築]	○ 平成28年省エネ基準で、かつ、外皮性能計算したもの (仕様基準による取得は不可)	— 該当しない
低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査	— 該当しない	○ 平成28年省エネ基準で、かつ、外皮性能計算・一次エネ計算したもの
建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 評価業務	— 該当しない	○ 平成28年省エネ基準で、かつ、外皮性能計算・一次エネ計算し、★★★以上に該当し、外皮基準が適合となっているもの

他のサービスの評価活用を行う場合の技術的審査用提出図書は以下の通りとさせていただきます。
 原則、通常評価における提出図書と変わりません、活用元の審査済印が押されているものを必ず提出していただくことになります。

必須

図書の種類	他のサービスの評価を活用する基準	
	外皮基準	外皮基準 + 一次エネ
性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査サービス申込書	必須	
建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書	必須（依頼者押印等）	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書	必須	
設計内容説明書	必須 性能向上計画認定における設計内容説明書 (評価活用元の設計内容説明書は添付不要です)	
申請添付図書 評価活用元の申請添付図書一式（審査済印あり） + 別表1、別表2、別表3に掲げる図書の不足分	必須 評価活用元の申請添付図書 <u>（審査済印あり）</u> + 一次エネルギー消費量審査に必要な図面・カタログ等 ⇒ 設備の位置や種別、仕様数、制御方法など	必須 評価活用元の申請添付図書 <u>（審査済印あり）</u>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #333; color: white;"> <p>※ご注意ください</p> <p>審査上、評価活用元の申請添付図書に追記を行う場合、かならず審査済印を受けた最終図面データに追記・修正した図面を添付してください。 この場合、必ず、追記・修正箇所の部分がわかるようにしてください。 わかるように表現されている以外の審査済図書との不整合部分は原則、審査対象外とさせていただきます。</p> </div>	
外皮性能計算書	必須 外皮性能計算書の結果部分 <u>（審査済印あり）</u> ※ ただし、平成28年省エネルギー基準により算定したものに限り	
一次エネルギー消費量計算結果（住宅） 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 [H28年4月以降] 平成28年省エネルギー基準に準拠したプログラムから計算されたものに限り	必須	必須 + 評価活用元の一次エネ消費量計算書一式 <u>（審査済印あり）</u>
その他必要な書類	適宜	適宜

原則、図書省略とせず、他のサービスで評価を受けた図面（審査済印が押されたものに限り）を添付していただきます。

技術的審査用提出図書 (参考資料)

ご確認ください

**ご留意いただきたい部分を補足しています
お手数ですが申請前に
必ずご確認をお願いいたします**

ハウスプラスに性能向上計画認定に係る技術的審査をお申込みする際に、「サービス申込書」は必須としております。申請書には、実質のご担当者の連絡先を記載する部分がありませんので、こちらで申込みのご担当の方や技術的審査に係る技術的な質疑を送付させていただく方、ならびに請求書の送付先や宛名を記載していただいています。

必須

**性能向上計画認定
認定表示**

性能向上計画認定・認定表示に係る技術的審査
サービス申込書

申込日 (西暦) 20 年 月 日

申請の種類	性能向上計画認定	<input type="checkbox"/> 技術的審査 (新築)	<input type="checkbox"/> 技術的審査 (省エネ改修)
	認定表示	<input type="checkbox"/> 変更技術的審査	<input type="checkbox"/> 再発行
		<input type="checkbox"/> 技術的審査 (既存)	<input type="checkbox"/> 再発行
		<input type="checkbox"/> 変更技術的審査	<input type="checkbox"/> 再発行
所在地 延床面積 (㎡) 階数 地上 階 地下 階 構造 <input type="checkbox"/> 木造軸組 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造枠組 <input type="checkbox"/> その他 ()			
申請対象範囲	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 (建築物全体) <input type="checkbox"/> 共同住宅等 (<input type="checkbox"/> 長屋タイプ) 建築物全体 戸 評価申請対象住戸 戸 <input type="checkbox"/> 申請の対象とする範囲 <input type="checkbox"/> 住戸のみ <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 建築物全体 + 住戸		
他の評価活用	ハウスプラスの他サービスの評価を活用する <input type="checkbox"/> 外皮基準のみ活用 <input type="checkbox"/> 外皮基準・一次エネルギー消費量基準を活用 活用サービス名 ()		

性能向上計画認定におけるお申込みのサービスを選択してください
現時点では、**既存建築物の技術的審査 (省エネ改修)**は選択できるようになっていますが、準備中となります

ハウスプラス住宅保証でお引き受けできるのは、**住宅部分のみ**になり、**非住宅の技術的審査は、お引き受けできません**
※ **店舗併用住宅における建築物全体の審査はお引き受けできません**

● 申込担当者・質疑送付先の記入をお願いします

申込担当者	当社業務約款に基づく〔引受承諾書〕を送付いたします		
会社名		フリガナ	
所属・役職		氏名	
住所 〒		TEL	
		FAX	
		E-mail	
質疑送付先	<input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ	申請図書 (設計内容説明書等) の内容について、直接ご担当となる方もご記入ください こちらの記入されている方に審査に関する質疑を送付いたします	
会社名		フリガナ	
所属・役職		氏名	
住所 〒		TEL	
		FAX	
		E-mail	
適合証等の送付先	内容確認後に申請者が申し渡すまで下記にお送りください <input type="checkbox"/> 申込担当者 <input type="checkbox"/> 質疑送付先 <input type="checkbox"/> その他 ※送付先を別紙等に記載してください		
請求書の送付先	<input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 2社以上のため別紙参照		
会社名		フリガナ	
所属・役職		氏名	
住所 〒		TEL	
		FAX	
		E-mail	
請求書の宛名	<input type="checkbox"/> 申込担当者と同じ <input type="checkbox"/> 2社以上のため別紙参照		
会社名		フリガナ	
所属・役職		氏名	

※ 申請図書送付先と異なる場合は明記

会社名		フリガナ	
所属・役職		氏名	

※ ご利用の場合のみ記入 (一戸建ての住宅)

ハウスプラスに性能向上計画認定に係る技術的審査をお申込みする際に、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書」は、必須としております。

押印書類となっております。正本には原本を、副本には原本のコピーを添付してください。

必須

別記様式1号

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書

年 月 日

ハウスプラス住宅保証株式会社 宛

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

印

代理者の住所又は
主たる事務所の所在地
代理者の氏名又は名称

印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に基づく認定に係る技術的審査業務規程に基づき、法律第30条第1項に定める性能向上認定に係る認定基準への適合性について、下記の建築物の技術的審査を依頼します。この依頼書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

【技術的審査を依頼する認定基準】

- 法第30条第1項第1号関係
 - 外壁、窓等を通じての熱の損失の防止に関する事項
 - 一次エネルギー消費量に関する事項
- 法第30条第1項第2号関係(基本方針)
- 法第30条第1項第3号関係(資金計画)

【建築物の位置】

【建築物の名称】

【建築物の用途】

- 一戸建ての住宅 非住宅建築物
- 共同住宅等 複合建築物

【建築物の工事種別】

- 新築 増築 改築
- 修繕又は模様替
- 空調調和設備等の設置 空調調和設備等の改修

【申請の対象とする範囲】

- 住戸のみ 建築物全体
- 非住宅のみ 建築物全体と住戸の両方

【認定申請先の所管行政庁名】

【認定申請予定日】 年 月 日

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
依頼受理者印	

(注意)

- 依頼者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 依頼者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 代理者が存しない場合については、代理者の部分は空欄としてください。
- 申請の別において一部の住戸の認定とする場合は、別紙に住戸番号を記載してください。

All Rights Reserved Copyrights© ハウスプラス住宅保証株式会社 2016 HP住-575-1 (Ver.20160831)

依頼日の
記入漏れに注意ください

(押印)
依頼者の押印をお願いいたします。
代理者がいらっしゃる場合は、
必要事項を記入の上、
押印をお願いします。

(必須)
本申請要領の2ページ
技術的審査の活用範囲の確認方法
により必ず確認の上、お申込み下さい。

一戸建ての住宅の場合は、
「建築物全体」になりますので、
選択をお間違えないように、お願いいたします。

認定申請予定日
(所管行政庁への申請)は、
少なくとも技術的審査の依頼日より
以降の日付とし、技術的審査の審査
期間を見込んだ日としてください。

依頼者が複数いる場合は、別紙を用いてお申込みください。
複数ではない場合は、添付不要となります。

(別紙)

建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書(依頼者複数の場合)

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

[Redacted area]

印

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

[Redacted area]

印

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

[Redacted area]

印

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

[Redacted area]

印

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

[Redacted area]

印

依頼者の住所又は
主たる事務所の所在地
依頼者の氏名又は名称

[Redacted area]

印

(押印)

依頼者が複数いらっしゃる場合も
必要事項を記入の上、
押印をお願いいたします。

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書①

ハウスプラスに性能向上計画認定に係る技術的審査をお申込みする際に、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書は、必須としております。

申請には、第一面、第三面、第六面は必須です。第五面は、共同住宅等の住戸審査を行う場合のみ必要です。

第一面への押印は不要です。

必須

様式第三十三(第二十三条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

第一面

申請する行政庁名

所管行政庁 殿

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

【申請の対象とする範囲】

建築物全体
 建築物の一部(住戸の部分)
 建築物の一部(非住戸部分)

申請年月日

認定番号欄

決裁欄

建築物全体と住戸の部分の両方の場合は、複数にチェックを入れて下さい
一戸建ての住宅は「建築物全体」のみです

申込みの対象とする範囲	第一面 第三面 第六面	第五面
一戸建ての住宅(建築物全体)	必須	-
共同住宅等の建築物全体	必須	-
共同住宅等の住戸のみ	必須	必須(住戸分)
共同住宅等の建築物全体と住戸の両方	必須	必須(住戸分)
複合建築物の住戸のみ	必須	必須(住戸分)

第三面

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等を行うとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

【建築物に関する事項】

【1. 地名地番】

【2. 敷地面積】

【3. 建築面積】

【4. 延べ面積】

【5. 建築物の階数】 (地上) (地下)

【6. 建築物の用途】 一戸建ての住宅 共同住宅等
 非住宅建築物 複合建築物

【7. 建築物の住戸の数】
建築物全体 戸
認定申請対象住戸 戸

【8. 工事種別】 新築 増築 改築
 修繕又は模様替 空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

【9. 構造】 造り直し 造り直し

【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】 有 無
竣工年月日 年 月 日 竣工

【11. 建築時の構造設計内容の取扱い】
別添設計内容説明書による

【12. 該当する地域の区分】 地域

【13. 非住戸部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

一戸建ての住宅は必須記載
UA値、ηAC値
設計値、基準値共

基準省令附則第3条又は第4条の適用は、平成28年4月1日に存する場合の基準適用の有無であるため、新築の場合は、「無」となります。

(第三面) 一次エネルギー消費量について
性能向上計画認定では、「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」を記載してください(その他一次エネルギー消費量を含む)
BEIは、その他一次エネルギー消費量を除いた“設計一次エネ ÷ 基準一次エネ”で算定したものとなります

第三面'

【14. 建築物のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分
 基準省令第8条第1号イ(1)の基準 基準省令第8条第1号イ(2)の基準
年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ/(㎡・年))
BPI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
 基準対象外

(2) 一戸建ての住宅
 外皮平均熱貫流率 W/(㎡・K) (基準値 W/(㎡・年))
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()
 基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分
 基準省令第8条第1号ロ(1)の基準 基準省令第8条第1号ロ(2)の基準
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BEI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分
 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BPI ()
 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ()

(3) 複合建築物
誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
設計一次エネルギー消費量 GJ/年
BPI ()

【15. 確認の特例】
法第30条第2項の規定による申出の有無 有 無

【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】

【17. 備考】

確認申請上の省エネ適合判定を合わせて申し出るかの有無となります
一戸建て、共同住宅については適合性判定は不要であるため、「無」となります。

適宜

第五面

(第五面)

(住戸に関する事項)

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	㎡
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 $W/(m^2 \cdot K)$ (基準値 $W/(m^2 \cdot 年)$)	
冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	
<input type="checkbox"/> 基準対象外	
2. 一次エネルギー消費量に関する事項	
<input type="checkbox"/> 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年	
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	
BEI ()	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	
()	
【5. 住戸に係る認定の申請の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(第五面)

一戸建ての住宅は添付不要
 共同住宅等や複合建築物の住戸の性能向上計画認定をお申込みする場合、お申込み住戸分の第五面を添付してください。必要な情報が記載されているのであれば、まとめた表としていただいても構いません。

(第六面) 資金計画

技術的活用の範囲に資金計画がある場合は、当該項目の確認をします

記載例

建築に要する費用 3000万円

販売予定価格の合算 (●戸分)

●億●千万円 (戸当たり平均●万円)

必須

第六面

(第六面)

2. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画

3. エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期及び完了予定時期

【工事の着手の予定年月日】				
	年	月	日	
【工事の完了の予定年月日】				
	年	月	日	

(第六面) 資金計画

工事の着手予定年月日
 少なくとも技術的審査の依頼日より 以降の日付とし、技術的審査の審査期間を見込んだ日としてください。

(注意)

1. 各面共通関係
 - ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 年経済産業省令・国土交通省令第 号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によりする。
 - ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1)一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2)共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅
2. 第一面関係
 - ① 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 - ② 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
 - ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください(複数選択可)。
3. 第二面関係
 - ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
 - ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
 - ③ 【10. 基準省令別第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
 - ④ 【12. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ1)の地域の区分をいいます。
 - ⑤ 【13. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

 - (1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、一戸建ての住宅の場合は「(2)一戸建ての住宅」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分について「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に記載してください。
 - (2) 「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第8条第1号イ(1)の基準」、「基準省令第8条第1号イ(2)の基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表に掲げる数値をいう。以下⑤において同じ。)と併せて記載してください。BPIについては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
 - (3) 「(2)一戸建ての住宅」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。

(注意) 4枚もの

記載等の注意点が記載されているものです

性能向上計画認定申請においては、外皮基準並びに一次エネルギー消費量基準共に、平成28年省エネルギー基準に準拠した計算を行う必要があります

平成25年省エネルギー基準によるものは、お引きお受けができません。

国土交通省 建築物省エネ法のページ

○「各制度における計算支援プログラムの扱い」について（平成28年3月30日）

<http://www.mlit.go.jp/common/001125353.pdf> より抜粋

		住宅
建築物省エネ法 【性能向上計画認定申請、 基準適合認定表示申請】	<ul style="list-style-type: none"> Webプログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver. 2 以降
		<p>※ 外皮計算において、国立研究開発法人建築研究所 H P「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報」に記載の方法を用いることとする（外皮計算方法の変更点は同 H P「主な変更点」参照。）。</p>

国立研究開発法人建築研究所 [平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）](#)

●窓枠を考慮した日射熱取得率の評価 H28.04.01公開

http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/Henkou01_160401.pdf より本資料に抜粋掲載

●共同住宅の上下階の熱橋のみかた H28.04.19更新 ※本資料には掲載しませんがご注意ください

http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/Henkou02_160419.pdf

（変更前）窓等の大部分がガラスで構成される開口部

窓枠：共通

ガラスの仕様			日射熱取得率 η		
			ガラスのみ	和障子	外付けブラインド
三層	2枚以上のガラス表面に Low-E 膜を使用した Low-E 三層ガラス	日射取得型	0.54	0.34	0.12
		日射遮蔽型	0.33	0.22	0.08
	Low-E 三層ガラス	日射取得型	0.59	0.37	0.14
		日射遮蔽型	0.37	0.25	0.10
複層	Low-E 複層ガラス	日射取得型	0.64	0.38	0.15
		日射遮蔽型	0.40	0.26	0.11
	遮熱複層ガラス	熱線反射ガラス1種	0.61	0.33	0.14
		熱線反射ガラス2種	0.38	0.24	0.10
		熱線反射ガラス3種	0.16	0.12	0.06
		熱線吸収板ガラス2種	0.52	0.28	0.12
	複層ガラス	0.79	0.38	0.17	
	単板ガラス2枚を組み合わせたもの ^(注)	0.79	0.38	0.17	
単層	単板ガラス	熱線反射ガラス1種	0.68	0.35	0.16
		熱線反射ガラス2種	0.49	0.30	0.13
		熱線反射ガラス3種	0.23	0.20	0.08
		熱線吸収板ガラス2種	0.63	0.34	0.15
		熱線反射ガラス又は熱線吸収ガラス以外	0.88	0.38	0.19

注)「単板ガラス2枚を組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

従前の窓等の日射熱取得率。窓枠が考慮されていないため、当該値での計算は不可となります

※ただし、窓枠がないガラスのみが躯体に納まっている場合は、当該値を用いることができる



平成28年省エネルギー基準の変更点、
 “窓枠を考慮した日射熱取得率の評価”において、用いる性能値の表（１）（２）となります。
 窓枠の仕様により、日射熱取得率が異なります。平成25年省エネルギー基準で用いていた値と異なります。

（変更後）窓等の大部分がガラスで構成される開口部（１）

窓枠：木製建具又は樹脂製建具

ガラスの仕様			日射熱取得率 η		
			ガラスのみ	和障子	外付けブラインド
三層 複層	2枚以上のガラス表面にLow-E膜を使用したLow-E三層複層ガラス	日射取得型	0.39	0.24	0.09
		日射遮蔽型	0.24	0.16	0.06
	Low-E三層複層ガラス	日射取得型	0.42	0.27	0.10
		日射遮蔽型	0.27	0.18	0.07
(二層) 複層	Low-E複層ガラス	日射取得型	0.46	0.27	0.11
		日射遮蔽型	0.29	0.19	0.08
	遮熱複層ガラス	熱線反射ガラス1種	0.44	0.24	0.10
		熱線反射ガラス2種	0.27	0.17	0.07
		熱線反射ガラス3種	0.12	0.09	0.04
		熱線吸収板ガラス2種	0.37	0.20	0.09
	複層ガラス		0.57	0.27	0.12
単板ガラス2枚を組み合わせたもの ^(注)		0.57	0.27	0.12	
単層	単板ガラス	熱線反射ガラス1種	0.49	0.25	0.12
		熱線反射ガラス2種	0.35	0.22	0.09
		熱線反射ガラス3種	0.17	0.14	0.06
		熱線吸収板ガラス2種	0.45	0.24	0.11
		熱線反射ガラス又は熱線吸収ガラス以外	0.63	0.27	0.14

注)「単板ガラス2枚を組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

3

（変更後）窓等の大部分がガラスで構成される開口部（２）

窓枠：木と金属の複合材料製建具又は樹脂と金属の複合材料製建具、金属製熱遮断構造建具又は金属製建具

ガラスの仕様			日射熱取得率 η		
			ガラスのみ	和障子	外付けブラインド
三層 複層	2枚以上のガラス表面にLow-E膜を使用したLow-E三層複層ガラス	日射取得型	0.43	0.27	0.10
		日射遮蔽型	0.26	0.18	0.06
	Low-E三層複層ガラス	日射取得型	0.47	0.30	0.11
		日射遮蔽型	0.30	0.20	0.08
複層	Low-E複層ガラス	日射取得型	0.51	0.30	0.12
		日射遮蔽型	0.32	0.21	0.09
	遮熱複層ガラス	熱線反射ガラス1種	0.49	0.26	0.11
		熱線反射ガラス2種	0.30	0.19	0.08
		熱線反射ガラス3種	0.13	0.10	0.05
		熱線吸収板ガラス2種	0.42	0.22	0.10
	複層ガラス		0.63	0.30	0.14
単板ガラス2枚を組み合わせたもの ^(注)		0.63	0.30	0.14	
単層	単板ガラス	熱線反射ガラス1種	0.54	0.28	0.13
		熱線反射ガラス2種	0.39	0.24	0.10
		熱線反射ガラス3種	0.18	0.16	0.06
		熱線吸収板ガラス2種	0.50	0.27	0.12
		熱線反射ガラス又は熱線吸収ガラス以外	0.70	0.30	0.15

注)「単板ガラス2枚を組み合わせたもの」は、中間部にブラインドが設置されたものを含むものとする。

4

一次エネルギー消費量計算結果の出力①

一次エネルギー消費量計算結果の出力は、いろいろな申請や届出によって、異なります。

性能向上計画認定においては、“建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準”によるものを提出する必要があります。

区分	H28年4月以降	H28年4月現存
内容	建築物省エネ法施行（H28年4月1日）後に新築する（検査済証が交付される）住宅については、こちらの様式で出力してください。基準値は建築物エネルギー消費性能基準（H28年4月以降）の0.9倍となります。	新築時の検査済証の交付年月日が建築物省エネ法施行（H28年4月1日）前の住宅については、こちらの様式で出力してください。基準値は建築物エネルギー消費性能基準（H28年4月以降）の1.0倍となります。
性能向上計画認定における申請（目安）	新築 又は 省エネ改修 ※新築は、 着工前に認定申請を行う必要があるため、原則H28年4月以降の出力結果となります	省エネ改修

出力画面（2016/10/24時点）



エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver 2.1.0

出力

出力する様式を選択してください。

- 建築物省エネ法 36条表示申請 建築物省エネ法届出 (H29年度以降)
 - 建築物エネルギー消費性能基準
 - H28年4月以降 (選択)
 - H28年4月現存
 - PDF出力
- 建築物省エネ法 性能向上計画認定申請
 - 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 (選択)
 - H28年4月以降 (選択)
 - H28年4月現存
 - PDF出力
- 省エネ法 省エネ法届出 (H28年度内)
 - 建築主等の判断の基準
 - PDF出力
- エコまち法 低炭素認定申請
 - 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準 (選択)
 - PDF出力

閉じる

建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 [H28年4月以降]
 の出力結果の提出をお願いいたします
 (※新築の場合)

出力結果は、
 PDFファイルで
 A4サイズ
 2～3ページ
 のものとなっています

建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 [H28年4月以降]
 一次エネルギー消費量計算結果(住宅)

1. 住宅/住宅(タイプ)の設計一次エネルギー消費量等

(1)住宅/住戸(タイプ)の名称	○○○○部			
(2)床面積	主たる居室 29.81㎡	その他の居室 51.34㎡	非居室 38.93㎡	計 120.08㎡
(3)地域の区分/年間日射地域区分	6地域		*****	
(4)一次エネルギー消費量(1戸当り)			設計一次エネルギー[MJ]	基準一次エネルギー[MJ]
			13935	13383
			8036	5634
			4583	4542
			27637	25091
			10855	10783
			21241	21241
			—	—
			84288	80653
(5)参考値	発電量(コージェネレーション)		—	—
←一次エネルギー換算の値	発電量(太陽光発電)		—	—
	売電量		—	—
(6)判定	一次エネルギー消費量[GJ/(戸・年)]		84.3	74.8
	結果		未達成	
(7)BEI	一次エネルギー消費量(その他除く)[GJ/(戸・年)]		63.1	59.5
	BEI		1.07	

本計算結果は、当該性能が算出される地域区分及び設計内容に、一定の生活スケジュールに基づく設備稼働の運転条件等を想定し計算されたもので、実際の運用に於けるエネルギー消費量は異なります。

2. 当該特定住宅(住宅タイプ)の仕様

(1) 暖冷房仕様

外皮/設備項目	外皮/設備の仕様	
A. 外皮	外皮総面積	307.51 m ²
	UA値	0.87 W/m ² K
	日射熱取得率	暖房期がA#: 4.3 冷房期がAC: 2.8
	通風の利用	主居室: 通風を利用しない その他の居室: 通風を利用しない
	蓄熱の利用	蓄熱を利用しない
床下換気システムの利用	床下換気システムを利用しない	
B. 暖房設備	運転方式	居室のみを暖房する
	設備仕様	【主たる居室】ルームエアコンディショナー 特に省エネルギー対策をしていない 【その他の居室】ルームエアコンディショナー 特に省エネルギー対策をしていない
C. 冷房設備	運転方式	居室のみを冷房する
	設備仕様	【主たる居室】ルームエアコンディショナー 特に省エネルギー対策をしていない 【その他の居室】ルームエアコンディショナー 特に省エネルギー対策をしていない

Version: 2.1.0

作成日: 2016/10/24 12:24:21

Version: 2.1.0

作成日: 2016/10/24 12:24:21